

報告第1号

令和7年度那須町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度那須町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

那須町長 平山幸宏

令和7年度 那須町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	芦野支所照明改修工事	6,633,000	6,633,000			6,600,000		33,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務(附票旧氏記載機能)	1,848,000	1,848,000		1,848,000			0
		コンビニ証明発行システム改修業務(附票旧氏記載機能)	1,078,000	1,078,000		1,078,000			0
	4 情報管理費	光ファイバ設備譲渡移行業務	19,773,000	19,773,000					19,773,000
	5 選挙費	那須町長選挙運動公営負担金	1,926,000	1,576,000					1,576,000
3 民生費	1 社会福祉費	ゆめプラザ・那須ガス空調修繕	7,007,000	4,587,000					4,587,000
		ゆめプラザ・那須LPガス貯蔵設備交換工事	5,544,000	3,544,000					3,544,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	46,500,000	1,540,000		1,540,000			0
		東陽小学校放課後児童クラブ天井等改修工事	5,599,000	3,291,000			3,200,000		91,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
4	1	放射能対策事業	338,764,000	169,541,000		169,541,000			0
6	1	担い手確保経営強化支援事業	26,079,000	26,079,000		26,079,000			0
		地域農業構造転換支援事業	4,581,000	4,581,000		4,581,000			0
7	1	地域応援商品券事業	242,500,000	235,380,000		223,200,000			12,180,000
		恋人の聖地市町村広域連携事業	86,000,000	86,000,000		43,000,000			43,000,000
		東山道伊王野ポーチ・テラス工事	25,300,000	24,770,000					24,770,000
		那須高原友愛の森整備事業	202,398,000	143,854,000					143,854,000
8	1	急傾斜地崩壊対策事業 (大和須地内負担金)	1,000,000	637,000			600,000		37,000
		大規模建築物耐震化促進事業	142,031,000	142,013,000		123,796,000			18,217,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業(丸山・松子線)	6,494,000	6,494,000					6,494,000
		橋りょう維持補修事業(喰木原6号線)	16,533,000	12,033,000		1,100,000	800,000		10,133,000
	3 河川費	河川整備事業(不沢川)	3,212,000	3,212,000			3,200,000		12,000
	5 住宅費	高久地区地域優良賃貸住宅整備事業	21,677,000	21,677,000		21,677,000			0
		木造住宅耐震対策助成事業	1,000,000	1,000,000		750,000			250,000
		デジタルを活用した二地域居住・関係人口の「地域の担い手」促進事業	5,700,000	5,700,000		2,850,000			2,850,000
9 消防費	1 消防費	避難所用資機材購入	6,864,000	6,864,000		3,431,000		3,433,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校特別教室エアコン設置工事設計業務	3,935,000	3,935,000			3,900,000		35,000
	3 中学校費	中学校特別教室エアコン設置工事設計業務	1,852,000	1,852,000			1,800,000		52,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
10 教育費	4 社会教育費	高原公民館出入口階段改修工事	1,969,000	1,969,000			1,900,000		69,000
		高原公民館施設照明更新工事	3,817,000	2,517,000			2,500,000		17,000
		図書館空調機更新工事	35,420,000	23,720,000					23,720,000
		図書館防火扉修繕工事	1,210,000	1,210,000					1,210,000
	5 保健体育費	スポーツセンター施設照明改修工事	49,885,000	49,885,000			49,800,000		85,000
繰越明許費合計			1,324,129,000	1,018,793,000	0	624,471,000	74,300,000	0	320,022,000

報告第2号

令和7年度那須町水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度那須町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

那須町長 平 山 幸 宏

令和7年度那須町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	老 朽 管 更 新 事 業	55,000,000	0	55,000,000	15,996,000	39,000,000	4,000	0	0	国庫補助金の交付決定が年度末にあり、年度内の完了が困難であるため
合計			55,000,000	0	55,000,000	15,996,000	39,000,000	4,000	0	0	

報告第3号

令和7年度那須町下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度那須町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

那須町長 平 山 幸 宏

令和7年度那須町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	湯本処理区委託料（耐震化・長寿命化工事）	75,100,000	16,570,000	58,530,000	0	0	58,530,000	0	0	国庫補助金の交付決定が年度末にあり、年度内の完了が困難であるため
		資源化工場流域下水汚泥処理事業負担金	1,695,000	69,000	319,000	0	0	319,000	1,307,000	0	栃木県が実施する資源化工場建設事業が繰越となったため
合計			76,795,000	16,639,000	58,849,000	0	0	58,849,000	1,307,000	0	

報告第 4 号

那須未来株式会社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、那須町が 2 分の 1 以上を出資している那須未来株式会社の経営状況について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

令和7年度（第19期）

経営状況報告書

令和8年5月

那須未来株式会社

報告事項 第19期事業報告書の内容報告の件

事業報告書

自 令和 7年4月 1日

至 令和 8年3月31日

事業報告（概要）

令和7年度につきましては、行政の補完機関として、道の駅那須高原友愛の森の管理運営業務、湯本公衆トイレ清掃業務受託をはじめ、各種受託業務及び黒田原駅前店舗活用事業などの地域活性化事業を着実に遂行してまいりました。

令和7年度の観光庁の最新統計によると、国内旅行消費額は、年間では過去最高水準に達したと報じられており、量より質を重視する「高付加価値旅行」や、地方での体験型・長期滞在へのニーズがさらに強まり、スタイルの多様化が目立つ傾向になっています。

また、テレビ番組やSNSで話題になったスポットへの集中が特に顕著で、メディア露出が観光需要に与える影響は大きく、知名度の低い地域でもSNS活用を工夫することで、観光振興や地域経済活性化に結びついていると報告されています。

その中で、当社の事業全体の今期の業績は、「那須ロイヤル高原マルシェ」や「なすとらん」の新装オープンにより、友愛の森全体の入り込み、売り上げを押し上げる形になり、最終的には昨年を引き続き黒字決算となりました。

特に、「那須ロイヤル高原マルシェ」については、新店舗による売り場面積の増加に伴い、商品陳列やお土産の品揃えが改善されたことにより、購買意欲も高まりコロナ前の業績を大幅に上回り、過去最高の売り上げとなりました。

「なすとらん」につきましても、令和7年5月の新装オープンにより、入り込み、売り上げともにコロナ前の水準を上回り、過去最高の利益を達成することができました。

「工芸館」につきましては、マルシェ及びなすとらんのオープンに伴い、お客の導線が変わるなど相乗効果によりお客が増加し、また、クレジット決済を導入した事により売り上げが伸びました。

「黒田原駅前みんなの店」につきましては、地域の方々の交流拠点の場として定着し、野菜等の品揃えや受託品の販売が好調に推移した結果、来店客数が増加し過去最高の売り上げを達成することができました。

「観光案内所」におきましては、観光客の多様なニーズに応じた観光情報の提供を行ってききましたが、大型レジャー施設の冬期間休業に伴い、前売券チケット販売の減少や高速バスの運休により、チケット受託販売の取扱量が落ち込み売上が減少となりました。

1. 事業関係

(1) 那須特産品等販売関係

- ① 那須ロイヤル高原マルシェ
 - ・消費者に安全安心な地元の農産物の提供
 - ・農産物の付加価値化や商品の品揃えを図る
 - ・店頭での那須ブランド品及び那須特産品の販売及びPR
 - ・ふるさと納税寄付お礼品における特産品のPR
- ② 黒田原駅前みんなの店
 - ・那須九尾まつり（9月28日）
 - ・16周年記念イベントの開催（10月17日）

(2) イベント関係

- ・マルシェオープン1周年感謝祭（7月3日）
- ・新米まつり（9月22日）
- ・友愛の森感謝祭（10月24日）
- ・大洗あんこう祭（11月16日）

2. 地域活性化事業

- ① 観光交流センター
 - ・観光案内業務
 - ・観光周遊バスチケット及びレジャー施設前売券等の販売
 - ・道の駅オリジナルグッズ等の販売
- ② 那須の食レストラン「なすとらん」
 - ・5月21日新装オープン
 - ・「那須の内弁当（なすべん）」を3月から新メニューで提供
 - ・那須地域の食材のPR、消費拡大及び食と文化の発信
- ③ 工芸館
 - ・「工芸館」の運営及び那須の工芸品の需要拡大を那須町工芸振興会と連携

3. 町業務受託等

- (1) 那須高原友愛の森管理運営業務
- (2) 湯本地区公衆トイレ清掃管理業務
- (3) 黒田原駅前店舗活用業務

4. その他の業務

- ・那須町と友好都市（大洗町、会津美里町、葉山町、下田市）との連携
- ・自動販売機での販売業務

第 19 期

決 算 報 告 書

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月 31日まで

那 須 未 来 株 式 会 社

(法人番号:4060001012506)

損益計算書

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

商号 那須未来 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売 上 高 売 上 高 受 託 事 業 売 上 受 託 販 販 手 数 自 販 機 手 数 料	701,355,832 50,760,520 65,742,372 3,074,294	820,933,018	820,933,018
II 売 上 原 価 期 商 首 棚 卸 価 外 品 仕 入 高 商 注 品 加 工 費 合 品 仕 入 計 期 末 棚 卸 利 益 売 上 総 利	388,577,803 19,805,313 63,428,404	3,152,930 471,811,520 474,964,450 5,548,159	469,416,291 351,516,727
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 益		295,077,390	295,077,390 56,439,337
IV 営 業 外 収 益 受 雑 取 収 息 入		153,547 342,459	496,006
V 営 業 外 費 用 雑 業 損 失		5,025	5,025
経 常 利 益			56,930,318
VI 特 別 利 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 益		349,000	349,000
VII 特 別 損 失 特 別 損 失		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 当 期 純 利 益		18,973,509	57,279,318 18,973,509 38,305,809

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
給料手当	111,507,952
旅費交通費	4,792,124
広告宣伝費	5,655,497
運賃	2,090,899
支払手数料	19,525,544
研究費	35,101
印刷製本費	193,930
役員報酬	2,790,000
従業員賞与	27,627,400
法定福利費	16,169,644
福利厚生費	3,151,312
減価償却費	8,715,107
一代ス材賃料	500,064
地修繕費	15,798,993
事務用品費	263,417
通信費	492,809
水道光熱費	1,217,431
租税公課	23,022,927
寄付金	20,379,621
接待交際費	40,000
保険料	745,051
備品消耗品費	1,248,331
管理諸費	24,157,354
会議費	3,360,588
諸費	36,629
新開函書費	243,000
車両関係費	57,400
貸倒償却費	829,004
雑費	290,000
合 計	140,261
	295,077,390

棚卸資産の計算内訳

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
商貯蔵品	5,548,159
合 計	1,414,835
	6,962,994

株主資本等変動計算書

商号 那須未来 株式会社

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

I 株 主 資 本			
1. 資 本 金			
	当期首残高		11,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>11,000,000</u>
2. 利 益 剰 余 金			
(1) 利 益 準 備 金			
	当期首残高		2,750,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>2,750,000</u>
(2) その 他 利 益 剰 余 金			
別 途 積 立 金			
	当期首残高		49,000,000
	当期変動額		
	別途積立金の積み立て	15,000,000	<u>15,000,000</u>
	当期末残高		<u>64,000,000</u>
繰 越 利 益 剰 余 金			
	当期首残高		40,987,790
	当期変動額		
	別途積立金の積み立て	-15,000,000	
	当期純利益	38,305,809	<u>23,305,809</u>
	当期末残高		<u>64,293,599</u>
その 他 利 益 剰 余 金 合 計			
	当期首残高		89,987,790
	当期変動額		
	別途積立金の積み立て	0	
	当期純利益	38,305,809	<u>38,305,809</u>
	当期末残高		<u>128,293,599</u>
株 主 資 本 合 計			
	当期首残高		103,737,790
	当期変動額		
	別途積立金の積み立て	0	
	当期純利益	38,305,809	<u>38,305,809</u>
	当期末残高		<u>142,043,599</u>
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新 株 予 約 権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純 資 産 の 部 合 計			
	当期首残高		103,737,790
	当期変動額		
	別途積立金の積み立て	0	
	当期純利益	38,305,809	<u>38,305,809</u>
	当期末残高		<u>142,043,599</u>

令和7年度決算書

収入の部

(単位:円)

区分	内容	R7年度予算額	決算額	達成率	備考
I 事業収入		623,051,000	767,091,832	123.1%	
	特産品等販売	—	—		
	ふれあいの郷直売所	—	—		
	那須ロイヤル高原マルシェ	509,206,000	621,994,057	122.1%	那須ロイヤル高原マルシェ売上、受託販売手数料
	なすとらん	85,000,000	111,507,000	131.2%	なすとらん売上
	工芸館	6,825,000	8,188,141	120.0%	工芸館販売手数料
	チケット等販売	2,020,000	1,921,813	95.1%	前売券販売手数料等
	黒田原駅前みんなの店	20,000,000	23,480,821	117.4%	黒田原駅前みんなの店売上
II 町業務受託等		50,750,000	50,760,520	100.0%	
	友愛の森管理運営業務	41,000,000	41,000,000	100.0%	
	湯本公衆トイレ清掃管理業務	5,423,000	5,423,000	100.0%	
	クリーンステーション那須管理運営業務	—	—		
	黒田原駅前店舗活用事業	4,307,000	4,307,820	100.0%	黒田原駅前みんなの店運営費用
	ふるさと納税自販機管理業務	20,000	29,700	148.5%	
	電気自動車充電手数料	—	—		
III その他		3,200,000	3,925,672	122.7%	
	自動販売機手数料	3,000,000	3,074,294	102.5%	コココーラ、ヤクルト、ホシノ産業、関谷商事・伊藤園・ダイドードリンコ
	その他	200,000	851,378	425.7%	受取手数料、貸倒償却戻入益等
収入合計		677,001,000	821,778,024	121.4%	

支出の部

(単位:円)

区分	内容	R7年度予算額	決算額	執行率	備考
売上原価等		380,240,000	469,416,291	123.5%	
	特産品等販売	—	—		
	ふれあいの郷直売所	—	—		
	那須ロイヤル高原マルシェ	311,430,000	380,116,920	122.1%	那須ロイヤル高原マルシェ仕入 期首棚卸高2,288,387 期末棚卸高3,981,200
	なすとらん	35,700,000	51,794,158	145.1%	なすとらん仕入 期首棚卸高627,183 期末棚卸高1,376,324
	チケット等販売	500,000	414,724	82.9%	案内所販売物仕入 期首棚卸高166,923 期末棚卸高131,299
	黒田原駅前みんなの店	15,000,000	17,285,176	115.2%	黒田原駅前みんなの店仕入 期首棚卸高70,437 期末棚卸高59,336
	外注費	17,610,000	19,805,313	112.5%	友愛の森施設維持管理等
販売・管理費		263,490,000	295,077,390	112.0%	
	給料・パート賃金・手当	132,336,000	141,925,352	107.2%	役員報酬、社員(8名)・嘱託 臨時社員(5名)・パート給与、賞与
	旅費交通費	5,612,000	4,792,124	85.4%	通勤費・マイカー使用料・出張旅費等
	広告宣伝費	3,865,000	5,655,497	146.3%	
	荷造運賃	1,500,000	2,090,899	139.4%	宅配便運賃
	支払手数料	15,383,000	19,525,544	126.9%	銀行手数料、POSレジ保守料、クレジット決済手数料等
	研究開発費	110,000	35,101	31.9%	
	印刷製本費	353,000	193,930	54.9%	帳票印刷等
	法定福利費	13,419,000	16,169,644	120.5%	社会保険料、労働保険料
	福利厚生費	3,102,000	3,151,312	101.6%	健康診断・作業服、検便費用、中退共掛金等
	減価償却費	6,540,000	8,715,107	133.3%	
	賃借料	560,000	500,064	89.3%	POSレジ再リース、冷蔵庫等リース料
	地代家賃	15,151,000	15,798,993	104.3%	各店舗家賃町支払分
	修繕費	450,000	263,417	58.5%	
	通信費	1,323,000	1,217,431	92.0%	
	水道光熱費	23,926,000	23,022,927	96.2%	電気代・水道料金・ガス代・灯油代
	租税公課	18,000,000	20,379,621	113.2%	印紙代・消費税等
	寄付金	50,000	40,000	80.0%	那須高校育伸会、芦野聖天花火大会
	交際費	300,000	745,051	248.4%	
	保険料	1,025,000	1,248,331	121.8%	社有車任意保険、火災共済、傷害共済等
	消耗品費	16,082,000	24,650,163	153.3%	
	管理諸費	3,365,000	3,360,588	99.9%	税理士報酬、会計システム使用料、労務管理費
	会議費	50,000	36,629	73.3%	お茶代
	諸会費	257,000	243,000	94.6%	商工会、観光協会、法人会、労働基準協会等
	新聞図書費	56,000	57,400	102.5%	新聞代・講習会テキスト代等
	車輛燃料費	550,000	829,004	150.7%	社有車ガソリン、作業車両燃料代
	貸倒償却	—	290,000		
	雑費	125,000	140,261	112.2%	USEN・NHK受信料等
その他		13,000,000	18,978,534	146.0%	
	法人住民事業税	13,000,000	18,973,509	146.0%	
	雑損失	—	5,025		
支出合計		656,730,000	783,472,215	119.3%	

収支差引き	20,271,000	38,305,809	
-------	------------	------------	--

令和7年度 那須未来株式会社決算概要書

(単位:円)

No		収入事項			支出事項			収支差引
		収入名	予算額	決算額	売上原価	管理費	計	
	自主	那須ロイヤル高原マルシェ	509,206,000	621,994,577	380,116,920	126,507,427	506,624,347	115,370,230
	自主	なすとらん	85,000,000	111,507,000	51,794,158	58,920,942	110,715,100	791,900
	自主	工芸館	6,825,000	8,188,141	0	8,753,234	8,753,234	▲ 565,093
	自主	チケット等販売	2,020,000	1,921,813	414,724	1,507,089	1,921,813	0
	自主	黒田原駅前みんなの店	20,000,000	23,480,821	17,285,176	11,756,982	29,042,158	▲ 5,561,337
Ⅱ 町 業 務 受 託 等	受託	友愛の森管理運営業務	41,000,000	41,000,000		41,000,000	41,000,000	0
	受託	湯本公衆トイレ清掃管理	5,423,000	5,423,000		5,423,000	5,423,000	0
	受託	黒田原駅前店舗活用事業	4,307,000	4,307,820		4,307,820	4,307,820	0
	受託	ふるさと納税自販機管理業務	20,000	29,700		29,700	29,700	0
Ⅲ そ の 他	自主	自動販売機手数料	3,000,000	3,074,294		3,074,294	3,074,294	0
	自主	その他	200,000	851,378		851,378	851,378	0
		本社管理費 ※2				71,729,891	71,729,891	▲ 71,729,891
			677,001,000	821,778,544	449,610,978	333,861,757	783,472,735	38,305,809

※1 管理費には、その事業の人件費、法定福利費(社会保険料・労働保険料)等を含む

※2 本社管理費は、人件費、法定福利費(社会保険料・労働保険料)、消費税、法人税等

第20期

事業計画書
収支予算書

令和8年5月

那須未来株式会社

令和8年度事業計画

1 はじめに

国土交通省は、道の駅が進化する中で「第3ステージ」を迎え、各「道の駅」における自由な発想と地元の熱意の下で、観光や防災など更なる地方創生に向けた取り組みを、官民の力を合わせて加速すること。更に、「道の駅」同士や民間企業、道路関係団体等との繋がりを面的に広げることによって、元気に稼ぐ地域経営の拠点として力を高めるとともに、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献することを進めています。

当道の駅においては、公益性を維持しつつブランド価値を高め、魅力的な商品やサービスを提供し、付加価値を高めることにより、利益の向上を図りながら地域創生の核となるよう、関係団体と連携し地域連携に取り組んでまいります。

また、道の駅の魅力を伝えるため、ホームページはもとより、フリーペーパーの活用やFacebook、YouTubeなどSNSを活用し、季節ごとの旬の商品情報やイベント情報を発信し、地域の魅力を伝え、観光振興に貢献してまいります。

道の駅再整備においては、那須ロイヤル高原マルシェ及び那須の食レストランなすとらんが新装オープンし、今年度から外構工事が始まることから、町と連携し、効率的なイベント広場の活用や快適に過ごせる屋内の休憩スペースの確保を図ってまいります。

なお、成功している道の駅は、「偶然のヒット」ではなく、必ずと言っていいほど「ここでしか買えない」魅力的なオリジナル商品を持っています。単なる物販拠点ではなく、「地域ブランドの発信拠点」としての道の駅の役割が、近年ますます重要になっていきますので、道の駅ならではのオリジナル商品を開発し、付加価値を高めてまいります。

さらに、道の駅も休憩機能中心から、現在は地域の魅力を発信する観光拠点や地域連携の場としての機能が注目されています。単なる立ち寄り場所ではなく、地域経済の発展や雇用創出、地域の情報発信拠点としての役割も担っていることから、今後も町並びに経済4団体と連携を取りながら、地域住民から愛される道の駅を目指してまいります。

2 基本理念

那須町の観光資源や特産品の情報発信及び販路の拡大を図るとともに、行政機能の補完会社という観点から、地域活性化を図る事業の展開や協働のまちづくりの推進と併せて、地域発展に貢献する企業を目指す。

3 運営方針

- ①コンプライアンスを遵守した運営を行う。
- ②自立化及び経営の安定化を図るため、事業収入による自主財源の確保に努める。
- ③那須町及び那須町経済四団体と連携し地域に根ざした協働のまちづくりを進める。
- ④社員教育の実施及び人材育成を図り、ホスピタリティの向上を目指す。
- ⑤那須高等学校育伸会と連携し、地域に根ざす人材育成に協力する。

4 事業計画

ア 継続事業関係

- ・道の駅那須高原友愛の森再整備については、町が計画している整備スケジュールに基づき連携を図る。

イ 那須ロイヤル高原マルシェの運営

- ・集客の拠点であるマルシェにおいては、地元の新鮮な農畜産物や那須ブランド品などの特産品の販売を強化するため、積極的に新鮮さや安全性のPRを進める。

しかしながら、出荷者の高齢化や気候変動に伴い、野菜の出荷量の減少が予想されることから、その対策も必要と考えます。商品の減少は、道の駅としての魅力の低下につながることから、オリジナル商品の開発や出荷者に対して、省力化に対応した作物の栽培方法の情報提供等の支援を行う。

ウ 那須の食レストラン「なすとらん」の運営

- ・レストラン新館のオープンに伴い、新鮮な地元食材を生かした新メニューや団体メニューの提供を行ってきました。今後も、お客の多様なニーズに合ったメニューの開発に取り組み、お客様に満足いただける食事の提供に努める。

エ 「工芸館」の運営

- ・那須ロイヤル高原マルシェとなすとらんが新装オープンしたことに伴い、お客様の導線が変わり、入込、売上ともに増えたことから、今後は魅力ある商品の充実や売場のディスプレイの工夫を行う。
- ・那須の工芸品の需要拡大や知名度の向上を図るため、那須町工芸振興会と連携し、情報の発信を行う。

オ 地域活性化事業関係

- ① 黒田原駅前みんなの店（黒田原駅前の活性化）
 - ・那須高等学校との連携をすることで、地域の活性化を目指す。
- ②チケットの販売等
 - ・レジャー施設等前売り券の販売
- ③イベントの開催・参加
 - ・イベント等を活用し、那須町の魅力発信と特産品の販売を行う。

カ 町業務受託関係

- ① 那須高原友愛の森の維持管理運営業務及び各種受託業務について、円滑な業務と効率的な施設運営を行う。

キ その他の業務関係

- ① 経済四団体連携事業の推進
 - ・経済四団体推進連絡協議会（那須ブランド）との連携
 - ・観光協会からの委託チケット等の販売
- ② 那須町と友好都市（大洗町・会津美里町・葉山町・下田市）との連携
 - ・イベント交流や那須ロイヤル高原マルシェでの特産品の販売

令和8年度予算書

収入の部

(単位:円)

区分	内容	R7年度予算額	R8年度予算額	比較増減	R7決算額	備考
I 事業収入		623,051,000	785,300,000	162,249,000	767,091,832	
	那須ロイヤル高原マルシェ	509,206,000	635,780,000	126,574,000	621,994,057	那須ロイヤル高原マルシェ売上、受託販売手数料
	なすとらん	85,000,000	116,000,000	31,000,000	111,507,000	なすとらん売上
	工芸館	6,825,000	8,000,000	1,175,000	8,188,141	工芸館販売手数料
	チケット等販売	2,020,000	2,020,000	0	1,921,813	観光案内所 前売券販売手数料等
	黒田原駅前みんなの店	20,000,000	23,500,000	3,500,000	23,480,821	黒田原駅前みんなの店売上
II 町業務受託等		50,750,000	50,827,000	77,000	50,760,520	
	友愛の森管理運営業務	41,000,000	41,000,000	0	41,000,000	
	湯本公衆トイレ清掃管理業務	5,423,000	5,500,000	77,000	5,423,000	
	黒田原駅前店舗活用事業	4,307,000	4,307,000	0	4,307,820	黒田原駅前みんなの店運営費用
	ふるさと納税自販機管理業務	20,000	20,000	0	29,700	
III その他		3,200,000	3,200,000	0	3,925,672	
	自動販売機手数料	3,000,000	3,000,000	0	3,074,294	コココーラ、ヤクルト、ホシノ産業、伊藤園、ダイドードリンコ
	その他	200,000	200,000	0	851,378	受取手数料等
収入合計		677,001,000	839,327,000	162,326,000	821,778,024	

支出の部

(単位:円)

区分	内容	R7年度予算額	R8年度予算額	比較増減	R7決算額	備考
売上原価等		380,240,000	488,225,000	107,985,000	469,416,291	
	那須ロイヤル高原マルシェ	311,430,000	398,000,000	86,570,000	380,116,920	那須ロイヤル高原マルシェ仕入
	なすとらん	35,700,000	54,000,000	18,300,000	51,794,158	なすとらん仕入
	チケット等販売	500,000	500,000	0	414,724	案内所販売物仕入
	黒田原駅前みんなの店	15,000,000	17,625,000	2,625,000	17,285,176	黒田原駅前みんなの店仕入
	外注費	17,610,000	18,100,000	490,000	19,805,313	友愛の森施設維持管理等
販売・管理費		263,490,000	311,902,000	48,412,000	295,077,390	
	給料・パート賃金・手当	132,336,000	155,500,000	23,164,000	141,925,352	役員報酬・社員(8名)・嘱託、臨時社員(4名)・パート給与、賞与
	旅費交通費	5,612,000	5,550,000	-62,000	4,792,124	通勤費、マイカー使用料、出張旅費等
	広告宣伝費	3,865,000	6,500,000	2,635,000	5,655,497	
	荷造運賃	1,500,000	2,000,000	500,000	2,090,899	宅配便運賃
	支払手数料	15,383,000	20,160,000	4,777,000	19,525,544	銀行手数料、POSレジ保守料、クレジット決済手数料等
	研究開発費	110,000	420,000	310,000	35,101	
	印刷製本費	353,000	360,000	7,000	193,930	帳票印刷等
	法定福利費	13,419,000	15,700,000	2,281,000	16,169,644	社会保険料、労働保険料
	福利厚生費	3,102,000	3,950,000	848,000	3,151,312	健康診断、作業服、検便費用、中退共掛金等
	減価償却費	6,540,000	8,250,000	1,710,000	8,715,107	
	賃借料	560,000	560,000	0	500,064	POSレジ再リース、冷蔵庫等リース料
	地代家賃	15,151,000	19,380,000	4,229,000	15,798,993	各店舗家賃町支払分
	修繕費	450,000	550,000	100,000	263,417	
	通信費	1,323,000	1,320,000	-3,000	1,217,431	
	水道光熱費	23,926,000	25,600,000	1,674,000	23,022,927	電気代、水道料金、ガス代、灯油代
	租税公課	18,000,000	21,100,000	3,100,000	20,379,621	印紙代、消費税等
	寄付金	50,000	50,000	0	40,000	那須高校育伸会
	交際費	300,000	800,000	500,000	745,051	
	保険料	1,025,000	1,040,000	15,000	1,248,331	社有車任意保険、、火災共済、傷害共済等
	消耗品費	16,082,000	18,200,000	2,118,000	24,650,163	
	管理諸費	3,365,000	3,480,000	115,000	3,360,588	税理士報酬、会計システム使用料、労務管理費
	会議費	50,000	50,000	0	36,629	お茶代
	諸会費	257,000	250,000	-7,000	243,000	商工会、観光協会、法人会、労働基準協会等
	新聞図書費	56,000	60,000	4,000	57,400	新聞代、講習会テキスト代等
	車輛燃料費	550,000	842,000	292,000	829,004	社有車ガソリン、作業車両燃料代
	貸倒償却	0		—	290,000	
	雑費	125,000	230,000	105,000	140,261	USEN、NHK受信料等
その他		13,000,000	15,200,000	2,200,000	18,978,534	
	法人住民事業税	13,000,000	15,200,000	2,200,000	18,973,509	
	雑損失				5,025	
支出合計		656,730,000	815,327,000	158,107,000	783,472,215	

収支差引き	20,271,000	24,000,000	4,219,000	38,305,809
-------	------------	------------	-----------	------------

令和8年度 那須未来株式会社予算概要書

(単位:円)

No		収入事項			支出事項			収支差引
		収入名	本年度予算額	前年度予算額	売上原価	管理費	計	
I 事業 収入	自主	那須ロイヤル高原マルシェ	635,780,000	509,206,000	398,000,000	129,443,000	527,443,000	108,337,000
	自主	なすとらん	116,000,000	85,000,000	54,000,000	61,826,000	115,826,000	174,000
	自主	工芸館	8,000,000	6,825,000	0	8,000,000	8,000,000	0
	自主	チケット等販売	2,020,000	2,020,000	500,000	1,520,000	2,020,000	0
	自主	黒田原駅前みんなの店	23,500,000	20,000,000	17,625,000	7,318,300	24,943,300	▲ 1,443,300
II 町 業務 受託 等	受託	友愛の森管理運営業務	41,000,000	41,000,000		41,000,000	41,000,000	0
	受託	湯本公衆トイレ清掃管理	5,500,000	5,423,000		5,500,000	5,500,000	0
	受託	黒田原駅前店舗活用事業	4,307,000	4,307,000		4,307,000	4,307,000	0
	受託	ふるさと納税自販機管理業務	20,000	20,000		20,000	20,000	0
III そ の 他	自主	自動販売機手数料	3,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	0
	自主	その他	200,000	200,000		200,000	200,000	0
		本社管理費 ※1				83,067,700	83,067,700	▲ 83,067,700
			839,327,000	677,001,000	470,125,000	345,202,000	815,327,000	24,000,000

※1 本社管理費は、人件費、法定福利費(社会保険料・労働保険料)、消費税、法人税等

報告第5号

一般財団法人那須町農業公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、那須町が2分の1以上を出資している一般財団法人那須町農業公社の経営状況について別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

那須町長 平山幸宏

令和7年度

経営状況報告書

令和8年5月

一般財団法人那須町農業公社

事業報告書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

事業報告（概要）

那須町農業公社は、平成29年4月の開設から9年が経過した。

那須町の農業振興、農村の活性化を図るため、関係機関・団体等のご指導・ご協力を賜りながら事業の実施と運営を進めてきたところである。

特に農地利用集積事業は、利用権設定等促進事業の活用等により、公社設置前は60ha～80haの面積で推移していたが、今年度は70.26haとなり、公社設置前と同等の農地集積が実施されている。

農業担い手確保・育成事業については、4Hクラブ及び認定農業者の会の運営・活動支援、農業経営改善計画書の作成支援等を行い、担い手の育成促進に貢献できた。

グリーンツーリズム事業については、(株)大田原ツーリズムと協力し農家民泊受入れ農家の確保・支援を図り、102件の受入れ農家を確保して農家民泊として1,878人を受入れた。これにより地域農業の活性化の促進と農家の収入増につながった。

町民農園事業については、21区画（1区画60㎡）を整備し21名の利用者で運営をした。

1 事業実績

(1) 農地利用集積事業（利用権設定実績）

	新規		更新		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
利用権設定等促進事業	72件	70.26ha	0件	0ha	72件	70.26ha
農地中間管理機構事業(貸付・借受)	0件	0ha	0件	0ha	0件	0ha
合計	72件	70.26ha	0件	0ha	72件	70.26ha

※ 利用権設定等事業は、農業公社が農地の賃借・売買の事務補助を行う事業。農地中間管理機構事業は、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、借り手に貸付け農地集積を図る事業の業務委託。

(2) 農地売買事業(所有権移転)事務補助

- ① 売り渡し協議 栃木県農業振興公社 → 農業者 11件 7.37ha
- ② 買い入れ協議 農業者 → 栃木県農業振興公社 9件 7.37ha

(3) 農地集積促進事業、

新規の貸出し農地所有者に農地集積協力金を交付

(借入れ者：1,000㎡当り5,000円)

(件数 18件 面積 93.646ha 金額 467,300円)

(4) 農作業受委託推進事業

農作業受委託の斡旋の内容の検討、今年度は実績なし

(5) 農業担い手確保・育成事業

① 地域農体制整備推進事業

- ・那須町酪農振興協議会支援（新規就農受入協議等実施）
- ・那須町4Hクラブ（農業青年の団体）の運営・活動支援

② 認定農業者育成事業

- ・認定農業者 新規認定3名 再認定57名 総数263名(R8 3/31)
- ・那須町認定農業者の会運営・活動支援

③ 農業者研修育成事業及び農業情報収集発信事業

- ・研修会・講習会の案内及び農業情報を認定農業者へ送付

④ 農業補助金書類作成補助事業

- ・各種事業補助金申請書類等の作成補助

(6) 農業体験事業

① グリーンツーリズム事業

- ・農家民泊の説明
- ・農家民泊受入れ農家の確保 31件(R8 3/31)
- ・農家民泊受入れ 国内45校/海外13校 1,878名

② 町民農園事業

- ・定期的に町民農園の見回りを行った。
- ・町民農園開設用地

那須町きゅーびー農園 黒田原第一農園

所在 那須町大字寺子丙 846-1 外

面積 2,200 m²

区画 21区画（1区画約60 m²）

(7) 6次産業化推進事業

農産物の付加価値向上を図るため、那須町内の6次産業化の促進及び平成29年12月に那須町が取得したどぶろく・ワイン特区を推進するため、6次産業化支援を行った。

(8) その他会議への参加

農業公社の運営を適正に行うため、各種会議に参加

決 算 報 告 書

令和 7 年度

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

一般財団法人那須町農業公社

貸借対照表

令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	576,655	629,860	△ 53,205
立替金	67,950	0	67,950
他会計短期貸付金	0	0	0
流動資産合計	644,605	629,860	14,745
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
預金(基)	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
車両運搬具	0	0	0
預託金	0	0	0
その他固定資産計	0	0	0
固定資産計	0	0	0
資産合計	30,644,605	30,629,860	14,745
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	644,605	629,860	14,745
預り金	0	0	0
他会計短期借入金	0	0	0
流動負債合計	644,605	629,860	14,745
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	644,605	629,860	14,745
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	20,000,000	20,000,000	0
民間補助金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
負債及び正味財産合計	30,644,605	30,629,860	14,745

※ 増減の計算については、当年度から前年度を差し引いた額となります。

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	43,645	11,938	31,707
基本財産運用益計	43,645	11,938	31,707
事業収益			
農地利用集積事業	223,955	315,300	△ 91,345
農作業受委託推進事業	0	0	0
町民農園事業	0	0	0
グリーンツーリズム事業	0	0	0
事業収益計	223,955	315,300	△ 91,345
委託料収益			
農地利用集積事業委託料	2,057,000	1,400,000	657,000
農業担い手確保・育成事業委託料	4,879,000	1,000,000	3,879,000
町民農園設置運営委託料	928,000	100,000	828,000
農地集積促進事業委託料	136,000	100,000	36,000
県農業振興公社事務委託料	100,000	100,000	0
委託料収益計	8,100,000	2,700,000	5,400,000
補助金等収益			
地方公共団体補助金収入	14,773,925	20,064,649	△ 5,290,724
民間補助金収入	1,674,858	1,857,838	△ 182,980
補助金等収益計	16,448,783	21,922,487	△ 5,473,704
雑収益			
受取利息	21,478	4,945	16,533
雑収益	0	0	0
雑収益計	21,478	4,945	16,533
経常収益計	24,837,861	24,954,670	△ 116,809
(2) 経常費用			
事業費			
報酬	0	0	0
給料手当	4,531,534	5,041,572	△ 510,038
臨時雇賃金	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	10,000	28,510	△ 18,510
通信運搬費	129,778	139,427	△ 9,649
消耗品費	190,441	166,714	23,727
修繕費	0	0	0
原材料費	0	0	0
印刷製本費	16,240	16,082	158
燃料費	25,807	0	25,807
光熱水費	0	0	0
賃借料	734,795	583,920	150,875
保険料	774,477	723,562	50,915
諸謝金	0	0	0
租税公課	0	0	0
委託費	484,440	429,000	55,440
食糧費	0	0	0
手数料	55,220	38,050	17,170
交付金	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
雑費	0	0	0
事業費計	6,952,732	7,166,837	△ 214,105

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	90,000	100,000	△ 10,000
報酬	505,926	538,599	△ 32,673
給料手当	7,652,319	7,302,976	349,343
臨時雇賃金	1,968,898	1,984,375	△ 15,477
福利厚生費	13,750	5,282	8,468
旅費交通費	20,730	19,210	1,520
通信運搬費	200,873	200,091	782
消耗品費	417,282	541,133	△ 123,851
修繕費	30,800	0	30,800
原材料費	0	20,000	△ 20,000
印刷製本費	0	25,186	△ 25,186
燃料費	33,249	54,041	△ 20,792
光熱水費	529,724	526,801	2,923
賃借料	3,652,102	3,561,814	90,288
保険料	2,065,629	2,196,532	△ 130,903
諸謝金	0	0	0
租税公課	99,200	125,000	△ 25,800
委託費	515,680	510,400	5,280
食糧費	14,117	8,493	5,624
手数料	34,850	37,900	△ 3,050
広告宣伝費	0	0	0
負担金	40,000	30,000	10,000
雑費	0	0	0
管理費計	17,885,129	17,787,833	97,296
経常費用計	24,837,861	24,954,670	△ 116,809
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部	0	0	0
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0

※ 増減の計算については、当年度から前年度を差し引いた額となります。

財 産 目 録
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通貯金	運転資金として	576,655
	立替金	JAなすの那須支店	年末調整未済金額	67,950
流動資産合計				644,605
(固定資産)				
基本財産	預金(基)	普通貯金		30,000,000
		JAなすの那須支店		
固定資産計				30,000,000
資産合計				30,644,605
(流動負債)				
	未払金	顧問報酬等	各種事業の3月分の未払額	644,605
流動負債合計				644,605
固定負債合計				0
負債合計				644,605
正味財産				30,000,000

令和7年度一般財団法人那須町農業公社収支決算

正味財産

(単位：円)

区 分	7年度予算	7年度決算	差異
出 捐 金	30,000,000	30,000,000	0
町出捐分	20,000,000	20,000,000	0
J A出捐分	10,000,000	10,000,000	0
合 計	30,000,000	30,000,000	0

収入の部

(単位：円)

区 分	7年度予算	7年度決算	差異
1 補 助 金 収 入	19,642,000	16,448,783	3,193,217
町補助金収入	17,642,000	14,773,925	2,868,075
J A補助金収入	2,000,000	1,674,858	325,142
2 事 業 収 入	300,000	223,955	76,045
農地利用集積事業	300,000	223,955	76,045
3 委 託 料	8,100,000	8,100,000	0
農地利用集積事業委託料	2,057,000	2,057,000	0
農業担い手確保・育成事業委託料	4,879,000	4,879,000	0
町民農園設置運営事業委託料	928,000	928,000	0
農地集積促進事業委託料	136,000	136,000	0
県農業振興公社事務委託料	100,000	100,000	0
4 雑 収 入	10,000	65,123	△ 55,123
合 計	28,052,000	24,837,861	3,214,139

支出の部

(単位：円)

区 分	7年度予算	7年度決算	差異
1 事 業 支 出	300,000	223,955	76,045
農地利用集積事業	300,000	223,955	76,045
2 報 酬	717,000	595,926	121,074
役員等報酬	210,000	90,000	120,000
税理士報酬	407,000	407,000	0
司法書士報酬	100,000	98,926	1,074

(単位：円)

区 分	7年度予算	7年度決算	差異
3 給 与	15,642,000	14,166,501	1,475,499
給与 職員(事務局長含む)	13,205,000	12,183,853	1,021,147
給与 臨時職員	2,407,000	1,968,898	438,102
福利厚生費	30,000	13,750	16,250
4 共 済 費	3,254,000	2,840,106	413,894
社会保険料 職員(事務局長含む)	2,822,000	2,526,174	295,826
社会保険料 臨時職員	332,000	309,450	22,550
労災・雇用保険料	100,000	4,482	95,518
5 旅 費	141,000	30,730	110,270
費用弁償	21,000	9,180	11,820
職員旅費	120,000	21,550	98,450
6 需 用 費	1,782,000	1,257,660	524,340
消耗品費	760,000	607,723	152,277
燃料費	200,000	59,056	140,944
食糧費	20,000	14,117	5,883
印刷製本費	80,000	16,240	63,760
原材料費	20,000	0	20,000
修繕料	60,000	30,800	29,200
光熱水費	642,000	529,724	112,276
7 役 務 費	757,000	420,721	336,279
手数料	347,000	90,070	256,930
通信運搬費	410,000	330,651	79,349
8 使用料及び賃借料	4,166,000	4,162,942	3,058
建物賃借料	2,430,000	2,430,000	0
電話賃借料	119,000	118,800	200
ネット口座使用料	14,000	13,200	800
レンタカー賃借料	350,000	349,800	200
OA機器賃借料	661,000	660,132	868
印刷機賃借料	20,000	19,200	800
G I S賃借料	511,000	510,840	160
プロビィイラステーター使用料	61,000	60,970	30
9 委 託 料	1,082,000	1,000,120	81,880
警備保障委託料	330,000	330,000	0
HP保守更新委託料	115,000	114,400	600
4Hクラブイベント委託料	80,000	0	80,000
G I S保守更新委託料	485,000	484,440	560
ごみ収集委託料	72,000	71,280	720
10 租 税 公 課 費	150,000	99,200	50,800
11 広 告 宣 伝 費	20,000	0	20,000
イベント協賛金	20,000	0	20,000
12 負 担 金	40,000	40,000	0
13 予 備 費	1,000	0	1,000
合 計	28,052,000	24,837,861	3,214,139

※ 予算額は当初予算額に流用額を加減した額となっております。

※ 差異の計算については、7年度予算額から7年度決算額を差し引いた額となります。

令和8年度
事業計画書

令和8年5月
一般財団法人那須町農業公社

令和 8 年度 一般財団法人那須町農業公社事業計画書

I 基本方針

那須町農業公社は、那須町において農地利用集積事業、その他農業担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、耕作放棄地解消、優良農地の保全、農地集積による経営規模の拡大を図ることにより農業の生産性の向上と効率的かつ安定的経営体の育成に努めるものとする。また、安全で安心な農産物の効率的な供給や農業及び農村に対する理解と関心の促進のため、6次産業化の推進、農業体験事業の一環として、町民農園の運営等を実施する。

II 実施計画

1 農地利用集積事業

令和 5 年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランを法定化し地域計画を定め、それに伴い、地域計画の実現のため、農地バンクを活用した農地集約化等を実施する。令和 7 年度から農地利用集積事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）に基づく事業に一本化となりました。

那須町農業公社は、町から農地利用集積事業の委託を受け、優良農地の活用や面的集積により農地の効率的な利用を促進し、生産性の向上を図る。

また、町、県、農業委員会、農業団体等と連携を密にし、農地の集積集約を推進する。

(1) 農地中間管理機構事業(農地バンク)

農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、借り手に貸付けを図ることで農地集積を推進する。また、農地中間管理事業の一環である農地売買事業(所有権移転)について、農業振興公社の売り渡し協議の事務補助を行う。

(2) 利用権設定目標

【農地利用集積事業(農地中間管理事業)】

	令和 8 年度		令和 7 年度	
	件数	面積	件数	面積
新規	54 件	44ha	100 件	90ha
更新	20 件	9ha	0 件	0ha
計	74 件	53ha	100 件	90ha

令和 8 年度目標については、利用権設定（基盤法）満了（件数 60 件、面積 49ha）に対して約 9 割を新規として目標設定。

2 農地集積促進事業

新規の借入れに対し農地借入者に農地集積協力金の交付を支援し、優良農地の農業担い手への集積を促進する。

	単価 (1,000 m ² 当り)
農地借入者	5,000 円

3 農業担い手確保・育成事業

(1) 地域営農体制整備推進について

農業担い手の確保・育成及び地域での集落営農化を促進する事業を関係機関と連携しながら実施する。また、那須町の農業を担う農業後継者や新規就農者等を支援する事業を実施する。農業青年の団体である那須町 4H クラブ及び那須町の酪農後継者育成の団体である那須町酪農振興協議会の運営、支援を積極的に行う。

(2) 認定農業者育成について

効率的かつ安定的農業経営を目指す中核的農業経営体となる認定農業者を育成するため、関係機関と連携しながら、経営改善相談や認定申請支援を行う。また、認定農業者の会の運営・支援を行う。

(3) 農業者研修育成について

認定農業者等を対象に研修会・講習会を開催する。また、県や町、農業団体等が開催する研修会・講習会の周知をする。

(4) 農業情報収集発信について

農業経営改善や農業補助金等の農業情報を収集・分析し、認定農業者等に発信する。

(5) 新規就農支援について

那須町、大田原市、那須塩原市、那須野農業協同組合、市町農業公社等が参加する那須地域新規就農支援協議会において、新規就農希望者(就農：園芸 6 品目)への支援について関係機関が連携して支援を行う。

(6) 農業補助金書類作成支援について

農業者が農業補助金を申請する際の申請書の作成支援を行う。

4 グリーンツーリズム事業

農業に対する理解と関心を深めるため、町民や観光客・那須町宿泊者等向けに農業体験を実施する。また、(株)大田原ツーリズムと連携しグリーンツーリズム(農家民泊)を推進する。

5 町民農園整備運営事業

農業に対する理解と関心を深めるため、町民及び別荘居住者等に貸付けの可能な町民農園を設置し運営をする。「那須町きゅーびー農園 黒田原第一農園」について、21 区画の貸付を行う。今後、設置個所の増加を目指し、調査及び候補地の選定を継続して実施する。

6 6次産業化推進事業

農産物の付加価値向上のため、那須町内の6次産業化の促進及び那須町が取得したどぶろく・ワイン・リキュール特区の事業化に向けた取り組みを実施する。また、事業化後の育成支援を継続して実施する。

7 那須ロイヤルポーク焼売推進事業

那須町の地産地消の推進の一環として、那須町産豚肉を使用した那須ロイヤルポーク焼売の普及促進に努める。

8 その他

この法人の目的を達成するために必要な事業について、積極的に実施するものとする。

令和8年度
収支予算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

令和8年5月
一般財団法人那須町農業公社

令和8年度一般財団法人那須町農業公社収支予算

正味財産

(単位：円)

区 分	8年度予算	7年度予算	差し引き	付 記
出 捐 金	30,000,000	30,000,000	0	
・町出捐分	20,000,000	20,000,000	0	
・J A出捐分	10,000,000	10,000,000	0	
合 計	30,000,000	30,000,000	0	

収入の部

(単位：円)

区 分	8年度予算	7年度予算	差し引き	付 記
1 補 助 金	20,244,000	19,642,000	602,000	
・町補助金	18,244,000	17,642,000	602,000	
・J A補助金	2,000,000	2,000,000	0	
2 事 業 収 入	200,000	300,000	△ 100,000	
・農地利用集積事業収入	200,000	300,000	△ 100,000	実績有りのため
3 委 託 料	8,898,000	8,100,000	798,000	
・農地利用集積事業委託料	2,358,000	2,057,000	301,000	町より
・農業担い手確保・育成事業委託料	4,949,000	4,879,000	70,000	町より
・町民農園設置運営事業委託料	951,000	928,000	23,000	町より
・農地集積促進事業委託料	140,000	136,000	4,000	町より
・那須ロイヤルパーク焼売推進事業	400,000	0	400,000	町より
・県農業振興公社事務委託料	100,000	100,000	0	県農業振興公社より
4 雑 収 入	10,000	10,000	0	預金利子等
合 計	29,352,000	28,052,000	1,300,000	

支出の部

(単位：円)

区 分	8年度予算	7年度予算	差し引き	付 記
1 事業支出	200,000	300,000	△ 100,000	
・農地利用集積事業支出	200,000	300,000	△ 100,000	200,000円×1件
2 報 酬	717,000	717,000	0	
・役員等報酬	210,000	210,000	0	5,000円×14人×3回
・税理士報酬	407,000	407,000	0	会計監査、法人税申告、会計指導等
・司法書士報酬	100,000	100,000	0	登記事務等
3 給 与	16,275,000	15,642,000	633,000	
・給与 職員(事務局長含む)	11,822,000	11,620,000	202,000	(430,000円+280,000円)×16.65ヶ月
・給与 臨時職員	2,548,000	2,407,000	141,000	(153,000円)×16.65ヶ月
・管理職手当	380,000	380,000	0	
・扶養手当	240,000	240,000	0	10,000円×2人×12ヶ月
・地域手当	360,000	250,000	110,000	15,000円×2人×12ヶ月
・通勤手当	360,000	360,000	0	10,000円×3人×12ヶ月
・住居手当	180,000	0	180,000	15,000円×1人×12ヶ月
・超過勤務手当	355,000	355,000	0	2,500円×1人×142時間
・福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
4 共 済 費	3,298,000	3,254,000	44,000	
・社会保険料 職員(事務局長含む)	2,831,000	2,822,000	9,000	170,000円×16.65ヶ月
・社会保険料 臨時職員	367,000	332,000	35,000	22,000円×16.65ヶ月
・労災・雇用保険料	100,000	100,000	0	給料総額2,548,000円×1.8%+5万円
5 報 償 費	155,000	0	155,000	
・報償費	155,000	0	155,000	焼売グランプリ賞品、謝礼等
6 旅 費	281,000	141,000	140,000	
・費用弁償	161,000	21,000	140,000	役員旅費21,000円、焼売グランプリ審査員旅費140,000円
・職員旅費	120,000	120,000	0	担い手サミット、4H視察研修等
7 需 用 費	1,884,000	1,782,000	102,000	
・消耗品費	810,000	760,000	50,000	トナー74,800円×5回 その他消耗品
・燃料費	200,000	200,000	0	ガソリン15,000円×1台×12ヶ月 灯油4,000円×5ヶ月
・食糧費	22,000	20,000	2,000	会議の際等の飲み物代
・印刷製本費	130,000	80,000	50,000	封筒作成、農園チラシ、焼売グランプリチラシ
・原材料費	20,000	20,000	0	砂利代等
・修繕料	60,000	60,000	0	施設及びOA機器修繕等
・光熱水費	642,000	642,000	0	電気料50,000円×12ヶ月 上下水道料7,000円×6ヶ月

区 分	8年度予算	7年度予算	差し引き	付 記
8 役 務 費	760,000	757,000	3,000	
・手数料	347,000	347,000	0	振込手数料550円×550回 農園管理料20,000円/10a×22a等
・通信運搬費	413,000	410,000	3,000	(電話代21,100円+ネット&メール,100円)×12ヶ月 郵送料 143,000円等
9 使用料及び賃借料	4,188,000	4,166,000	22,000	
・建物賃借料	2,228,000	2,430,000	△ 202,000	(257,500円-再生協分55,000円)×11ヶ月
・電話賃借料	119,000	119,000	0	9,900円×12ヶ月
・ネット口座使用料	14,000	14,000	0	1,100円×12ヶ月
・公用車賃借料	574,000	350,000	224,000	リース年額573,430円(44,110円×13ヶ月)
・OA機器賃借料	661,000	661,000	0	複合機9,240円×12ヶ月、ソフト41,800円 ×12ヶ月、機器再リース年額47,652円
・印刷機賃借料	20,000	20,000	0	再リース年額19,200円(1,600円×12ヶ月)
・GIS賃借料	511,000	511,000	0	機器リース料42,570円×12ヶ月
・プロビ イラストレーター使用料	61,000	61,000	0	12ヶ月分一括
10 委 託 料	1,383,000	1,082,000	301,000	
・警備保障委託料	330,000	330,000	0	27,500円×12ヶ月
・HP保守更新委託料	115,000	115,000	0	12ヶ月分一括
・4Hクラブイベント委託料	0	80,000	△ 80,000	
・GIS保守更新委託料	866,000	485,000	381,000	72,160円×12ヶ月(地図データコンバートを要するため)
・ごみ収集委託	72,000	72,000	0	6,000円×12ヶ月
11 租 税 公 課 費	150,000	150,000	0	
12 広 告 宣 伝 費	20,000	20,000	0	
・イベント協賛金	20,000	20,000	0	
13 負 担 金	40,000	40,000	0	懇談会会費など
14 予 備 費	1,000	1,000	0	
合 計	29,352,000	28,052,000	1,300,000	

議案第 1 号

那須町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

那須町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

那須町長 平 山 幸 宏

那須町税条例の一部を改正する条例

那須町税条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>那須町税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年11月3日 条例第31号</p>	<p>那須町税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年11月3日 条例第31号</p>
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則(第1条—第6条)	第1節 通則(第1条—第6条)
第2節 賦課徴収(第7条—第22条)	第2節 賦課徴収(第7条—第22条)
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 町民税(第23条—第53条の12)	第1節 町民税(第23条—第53条の12)
第2節 固定資産税(第54条—第79条)	第2節 固定資産税(第54条—第79条)
第3節 軽自動車税(第80条—第91条)	第3節 軽自動車税(第80条—第91条)
第4節 町たばこ税(第92条—第102条)	第4節 町たばこ税(第92条—第102条)
第5節 鉱産税(第103条—第130条)	第5節 鉱産税(第103条—第130条)
第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)	第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)
第3章 目的税	第3章 目的税
第1節 入湯税(第141条—第151条)	第1節 入湯税(第141条—第151条)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則	第1節 通則
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
第2節 賦課徴収	第2節 賦課徴収
第7条～第18条の2 (略)	第7条～第18条の2 (略)
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)	第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)
第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第	第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第

1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

<p>(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
<p>第20条及び第21条及び第22条 (略)</p>	<p>第20条及び第21条及び第22条 (略)</p>
<p>第2章 普通税</p>	<p>第2章 普通税</p>
<p>第1節 町民税</p>	<p>第1節 町民税</p>
<p>第23条～第32条 (略)</p>	<p>第23条～第32条 (略)</p>
<p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第33条 (略)</p>	<p>第33条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。) _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>第34条～第34条の6 (略)</p>	<p>第34条～第34条の6 (略)</p>
<p>(寄附金税額控除)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p>
<p>第34条の7 (略)</p>	<p>第34条の7 (略)</p>
<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含</p>

む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8～第36条 (略)

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法

む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の8～第36条 (略)

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項 _____ に
おいて同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法

第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第1号エに掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額

第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第1号エに掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額

が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。)の氏名

(3)及び(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。))により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受け

が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)及び(4) (略)

2~4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。))により提供することができる。

6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得

て同じ。) (退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(削る)

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

(新設)

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に _____ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する _____ ことができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出 _____ することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4～第53条の12 (略)

第2節 固定資産税

第54条～第62条 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 (略)

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(削る)

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第36条の4～第53条の12 (略)

第2節 固定資産税

第54条～第62条 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2～第79条 (略)

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に_____課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以

	<p><u>上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u> <u>又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>3 <u>法第44条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)</u>が、その製造により取得した<u>3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)</u>以外の目的に供するため取得した<u>3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、当該販売業者等を<u>3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p>	<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p>
<p>第81条の2 (略)</p>	<p>第81条の2 (略) <u>(環境性能割の課税標準)</u></p>
<p>第81条の3から第81条の8まで 削除</p>	<p>第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する</u></p>

価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項

<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税に関する申告又は報告</u>)</p>	<p><u>について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p>第81条の8 <u>町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p>
--	--

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)
(軽自動車税に係る不申告等に関する過

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 (略)
(種別割に係る不申告等に関する過

<p>料) 第88条 (略) (<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>料) 第88条 (略) (<u>種別割</u>の減免)</p>
<p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等又は次の各号の一に該当する者が所有する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等又は次の各号の一に該当する者が所有する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p>
<p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けて</p>	<p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けて</p>

いないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対しで、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を

いないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに町長に対しで、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を

提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以

提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割を課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以

<p>内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 (略)</p> <p>第4節 町たばこ税</p> <p>第92条～第102条 (略)</p> <p>第5節 鉱産税</p> <p>第103条～第109条から第130条まで (略)</p> <p>第6節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 (略)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条及び第7条の2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 (略)</p> <p>第4節 町たばこ税</p> <p>第92条～第102条 (略)</p> <p>第5節 鉱産税</p> <p>第103条～第109条から第130条まで (略)</p> <p>第6節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 (略)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条及び第7条の2 (略)</p> <p><u>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p>第7条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の</u></p>
---	--

規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めたところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成

<p>1項に規定する居住年が <u>平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>) には</p>	<p><u>11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年</u> までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受け</p>
<p>_____、法附則第5条の4第5項 (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>ないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3第1項</u>」とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>
<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金</p>	<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u> _____の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金</p>

<p>額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>第7条の5～第7条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>第7条の5～第7条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p>
<p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項</p> <hr/> <p>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申</p>	<p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申</p>

<p>告の特例等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(読替規定)</p>	<p>告の特例等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項</u> _____ に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(読替規定)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条</p>	<p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条</p>

<p>例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第24項第4号</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>13 <u>法附則第15条第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村</p>	<p>例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村</p>
---	---

の条例で定める割合は3分の1とする。

18 (略)

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書面を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を充たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる

の条例で定める割合は3分の1とする。

21 (略)

22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書面を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を充たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる

書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項

書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項

各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13及び14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設

各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13及び14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

第15条の2から第15条の6まで 削除

旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 栃木県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 栃木県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不

足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の2の2 町長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第15条の2の3 町長は、当分の間、栃木県知

事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)

第15条の3の2 附則第15条の2の3の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の減免の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「栃木県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する _____ 車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割

(軽自動車税 _____ の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が発行された日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____

に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受け
る受ける3輪以上の同項
に規定するガソリン軽自動車(以下この項
_____において「ガソリン軽自動車」と
いう。)(営業用の乗用のものに限る。)に
対する第82条の規定の適用については、当
該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から
令和8年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には、令和8年度分

の軽自動車税_____に限り、同条第2号
ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000
円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあ
るのは「3,500円」とする。

(削る)

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税_____の
賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前
条第2項又は第3項_____の規定の適用を受

に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受け
る受ける3輪以上の法第446条第1項第3号
及び次項において「ガソリン軽自動車」と
いう。)(営業用の乗用のものに限る。)に
対する第82条の規定の適用については、当
該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から
令和8年3月31日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には、当該初回車両番号
指定を受けた日の属する年度の翌年度分

の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号
ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000
円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあ
るのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受け
る3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規
定の適用を受けるものを除き、営業用の乗
用のものに限る。)に対する第82条の規定
の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和7年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合に
は、当該初回車両番号指定を受けた日の属
する年度の翌年度分の軽自動車税の種別
割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」
とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)
中「6,900円」とあるのは「5,200円」と
する。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の
賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前
条第2項から第4項までの規定の適用を受

<p>ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p>	<p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p>
<p>3及び4 (略) (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p>	<p>3及び4 (略) (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p>
<p>第16条の2の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>第16条の2の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p>
<p>第16条の3 (略)</p>	<p>第16条の3 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略)</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略)</p>

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項
の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項
の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

<p>第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</p>
<p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p>
<p>第17条の2 昭和63年度から令和11年度まで</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度まで</p>

の各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が、法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

の各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が、法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)	3 (略)
<p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>(新設)</p> <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
第17条の3 (略)	第17条の3 (略)
(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第18条 (略)	第18条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中</p>	<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u></p> <p>の規定の適用については、第34条の6中</p>

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附

則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附

則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第19条の2 (略)</p> <p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>第19条の2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第19条の3 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、</u></p>	

第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</p> <p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項</p> <p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</p> <p>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の</p>
---	---

<p>額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条</p>	<p>額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7</p>
--	--

の3第1項

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割

条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び

附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1

項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項」の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項」の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項」の規定による町民税の所得割

の額の合計額」 _____とする。 (3)～(5) (略)	の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。 (3)～(5) (略)
6 (略) 第21条～第25条 (略)	6 (略) 第21条～第25条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定

は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 2 号

那須町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

那須町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

那須町長 平 山 幸 宏

<p>いて「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>
<p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超えた場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超えた場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、</p>	<p>(新設)</p>

子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.3を乗じて算定する。

2 (略)

第4条及び第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.3を乗じて算定する。

2 (略)

第4条及び第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経

<p>過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 14,800円</p>	<p>過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3_____及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 14,800円</p>
<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>
<p>第6条～第9条の3 (略)</p>	<p>第6条～第9条の3 (略)</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条の4 <u>第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.23を乗じて算定する。</u></p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条の5 <u>第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。</u></p>	
<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条の6 <u>第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u></p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条の7 <u>第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	
<p>(1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u></p>	
<p>(2) <u>特定世帯 400円</u></p>	
<p>(3) <u>特定継続世帯 600円</u></p>	
<p>第10条～第20条 (略)</p>	<p>第10条～第20条 (略)</p>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、 同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を

 の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条

第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(2) 特定世帯 280円

(3) 特定継続世帯 420円

第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(2) 特定世帯 200円

(3) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所

<p>得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア～カ (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p>
<p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について240円</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について20円</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> 160円 (2) <u>特定世帯</u> 80円 (3) <u>特定継続世帯</u> 120円</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31</p>

日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア～エ (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども1人について次に定める額

ア～エ (略)

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども1人について次に定める額

ア～エ (略)

(新設)

<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額</p> <p>__ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額</p> <p>____)は、当該所得割額及び被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る (新設)

子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(新設)

第21条の2～第25条 (略)

附 則

第21条の2～第25条 (略)

附 則

1及び2 (略)	1及び2 (略)
(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、</p>	<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、</p>

第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得の金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 (略)
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金

第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得の金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 (略)
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金

額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項

額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項

に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互

に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互

主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特

主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特

例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約

例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約

等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及

等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及

<p>び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 (略)</p>	<p>び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の那須町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

令和 7 年度那須町一般会計補正予算(第 1 0 号)の専決処分
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

令和 7 年度

那須町一般会計補正予算書

(第10号)

令和7年度那須町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度那須町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決

那須町長 平 山 幸 宏

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	5 選挙費	那須町長選挙運動公営負担金	1,576
7 商工費	1 商工費	東山道伊王野ポーチ・テラス 工事	24,770
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業（大和 須地内負担金）	637
10 教育費	4 社会教育費	図書館防火扉修繕工事	1,210

1 繰越明許費に関する調書

2 款	総務費	5 項	選挙費				
事業名	那須町長選挙運動公営負担金						
年 度	歳 出 予 算 額 ア	左 の 財 源 内 訳				支 出 (見込)額 イ	不 用 額 ウ
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源		
7 年度	1,926				1,926	350	0

7 款	商工費	1 項	商工費				
事業名	東山道伊王野ポーチ・テラス工事						
年 度	歳 出 予 算 額 ア	左 の 財 源 内 訳				支 出 (見込)額 イ	不 用 額 ウ
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源		
7 年度	25,300				25,300	530	0

8 款	土木費	1 項	土木管理費				
事業名	急傾斜地崩壊対策事業（大和須地内負担金）						
年 度	歳 出 予 算 額 ア	左 の 財 源 内 訳				支 出 (見込)額 イ	不 用 額 ウ
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源		
7 年度	1,000		1,000		0	363	0

10 款	教育費	4 項	社会教育費				
事業名	図書館防火扉修繕工事						
年 度	歳 出 予 算 額 ア	左 の 財 源 内 訳				支 出 (見込)額 イ	不 用 額 ウ
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源		
7 年度	1,210				1,210	0	0

(単位：千円)

繰越事由		異議申立てにより、支払いの根拠となる選挙の効力確定が令和8年度以降となるため							
左の財源内訳				翌年度繰越額 ア-(イ+ウ)	左の財源内訳				一般財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源		既収入 特定財源	未収特定財源			
					国県支出金	地方債	その他		
			0	1,576					1,576

(単位：千円)

繰越事由		関係機関との協議に不測の日数を要したため							
左の財源内訳				翌年度繰越額 ア-(イ+ウ)	左の財源内訳				一般財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源		既収入 特定財源	未収特定財源			
					国県支出金	地方債	その他		
			0	24,770					24,770

(単位：千円)

繰越事由		栃木県の事業進捗が遅延したため							
左の財源内訳				翌年度繰越額 ア-(イ+ウ)	左の財源内訳				一般財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源		既収入 特定財源	未収特定財源			
					国県支出金	地方債	その他		
			0	637			600		37

(単位：千円)

繰越事由		資材調達が困難となり、工事工程に遅延が生じたため							
左の財源内訳				翌年度繰越額 ア-(イ+ウ)	左の財源内訳				一般財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源		既収入 特定財源	未収特定財源			
					国県支出金	地方債	その他		
			0	1,210					1,210

議案第 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字豊原甲

氏 名 磯 由起子

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 5 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字寺子乙

氏 名 高 久 和 司

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 6 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字寺子丙

氏 名 渡 辺 毅

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 7 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字高久甲

氏 名 平 山 貴 典

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 8 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字漆塚

氏 名 渡 邊 文 夫

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 9 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字梁瀬

氏 名 薄 井 久 志

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字漆塚

氏 名 高 久 淳 平

令和8年6月1日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 1 1 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字沼野井

氏 名 和 知 伸 子

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 1 2 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字豊原丙

氏 名 大 沼 和 彦

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 13 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字寺子乙

氏 名 大 平 康 市

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 1 4 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字芦野

氏 名 池 田 一

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 15 号

農業委員会委員の任命について

下記の者を那須町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 那須町大字高久乙

氏 名 野 口 大 介

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

議案第 16 号

那須町行政手続条例の一部を改正する条例について

那須町行政手続条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町行政手続条例の一部を改正する条例

那須町行政手続条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>那須町行政手続条例 平成9年3月18日 条例第2号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分(第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則(第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞(第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与(第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導(第30条—第36条)</p> <p>第5章 処分等の求め(第37条)</p> <p>第6章 届出(第38条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的等)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 町の機関 町の執行機関、<u>那須町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第15号)第4条第2</u></p>	<p>那須町行政手続条例 平成9年3月18日 条例第2号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分(第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則(第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞(第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与(第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導(第30条—第36条)</p> <p>第5章 処分等の求め(第37条)</p> <p>第6章 届出(第38条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的等)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 町の機関 町の執行機関、<u>那須町水道事業等の設置等に関する条例(昭和43年条例第15号)第3条第2項</u></p>

<p>項の規定により置かれている機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>	<p>の規定により置かれている機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>
<p>(7)及び(8) (略)</p>	<p>(7)及び(8) (略)</p>
<p>第3条及び第4条 (略)</p>	<p>第3条及び第4条 (略)</p>
<p>第2章 申請に対する処分</p>	<p>第2章 申請に対する処分</p>
<p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>第5条～第11条 (略)</p>
<p>第3章 不利益処分</p>	<p>第3章 不利益処分</p>
<p>第1節 通則</p>	<p>第1節 通則</p>
<p>第12条～第14条 (略)</p>	<p>第12条～第14条 (略)</p>
<p>第2節 聴聞</p>	<p>第2節 聴聞</p>
<p>(聴聞の通知の方法)</p>	<p>(聴聞の通知の方法)</p>
<p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p>	<p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の</u></p>
<p>_____</p>	<p><u>氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに</u></p>
<p>_____</p>	<p><u>当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に</u></p>
<p>_____</p>	<p><u>掲示することによって行うことができる。</u></p>
<p>_____</p>	<p><u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該</u></p>	<p>(新設)</p>

行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を那須町公告式条例(昭和29年条例第5号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

第17条～第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人__となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」

_____とあるのは「とき」

_____ (同一の当事

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

第17条～第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間

_____を経過したとき」とあるのは「掲示を始め

_____た日から2週間を経過したとき(同一の当

<p>者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条～第26条 (略)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第27条及び第28条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第30条～第36条 (略)</p> <p>第5章 処分等の求め</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第6章 届出</p> <p>(届出)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u> _____ 日の翌日)）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条～第26条 (略)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第27条及び第28条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び _____ 第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号 _____ 及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号 _____</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第30条～第36条 (略)</p> <p>第5章 処分等の求め</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第6章 届出</p> <p>(届出)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那須町行政手続条例第15条第3項及び第4項(第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。))及び第29条において準用する場合を含む。)の規定

は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 17 号

那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例について

那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 6 年条例第
13 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和6年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>令和6年3月18日 条例第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の損害賠償責任を、町長等が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>那須町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>令和6年3月18日 条例第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の損害賠償責任を、町長等が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和8年9月24日)から施行する。

議案第 1 8 号

那須町障害者地域活動支援センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

那須町障害者地域活動支援センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成 1 9 年条例第 2 号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

那須町障害者地域活動支援センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を
改正する条例

那須町障害者地域活動支援センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成19年条例
第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>那須町障害者地域活動支援センター の設置、管理及び使用料に関する条 例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月16日 条例第2号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 町は、障害者等が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう必 要な支援を行うため、<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号。以下「法」とい う。)</u>第5条第28項に規定する那須町障害者 地域活動支援センター(以下「支援センタ ー」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(事業の委託)</p> <p>第7条 町長は、<u>法</u> 第77条 及び第78条に掲げる事業の実施について 定めた地域生活支援事業実施要綱(平成18 年障発第0801002号厚生労働省部長通知) 第2の規定に基づき、支援センター事業を 社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条及び第9条 (略)</p>	<p>那須町障害者地域活動支援センター の設置、管理及び使用料に関する条 例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月16日 条例第2号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 町は、障害者等が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう必 要な支援を行うため、<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号)第5条第26項</u> に規定する那須町障害 者地域活動支援センター(以下「支援セン ター」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(事業の委託)</p> <p>第7条 町長は、<u>障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律第77 条及び第78条に掲げる事業の実施につい て定めた地域生活支援事業実施要綱(平成 18年障発第0801002号厚生労働省部長通 知)第2の規定に基づき、支援センター事業 を社会福祉法人等に委託することができ る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8条及び第9条 (略)</p>

附 則 1及び2 (略)	附 則 1及び2 (略)
-----------------	-----------------

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

室野井辺地総合整備計画及び大沢辺地総合整備計画の策定
について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、室野井辺地総合整備計画及び大沢辺地総合整備計画を、次のとおり策定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

総合整備計画書

栃木県 那須町 室野井辺地
 (辺地人口 881 人 面積 13.0 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 那須町大字高久乙
- (2) 地域の中心の位置 那須町大字高久乙 2669 番地 1
- (3) 辺地度数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の北西に位置し、冬季期間の積雪量が多い山間地域である。

当該辺地の生活環境の整備を進めるとともに、その他の地域との間における住民の生活水準に著しい格差が生じないように、次の公共的施設の整備を必要とする。

(1) 道路

日常生活に不可欠な生活道路である町道を計画的に整備、修繕することで、町道の長寿命化や機能強化を図り、住民の生活基盤の安定、向上に資する。

当該道路は、老朽化による、劣化・損傷が顕在化し、生活道路としての利用に支障をきたしている。住民の安全な交通を確保するためにも当該道路の舗装修繕が緊急的に必要となる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和8年度まで 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
町道 横沢・六 斗地線	那須町		25,756	0	56	25,700
町道 並木台線	那須町		55,379	0	79	55,300
合計			81,135	0	135	81,000

総合整備計画書

栃木県 那須町 大沢辺地

(辺地人口 1,006 人 面積 30.0 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 那須町大字高久丙、大島、豊原丙
- (2) 地域の中心の位置 那須町大字高久丙 2430 番地
- (3) 辺地度点数 157 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、町の北部に位置し、冬季期間の積雪量が多い山間地域で、農畜産業を基幹とする集落で構成された高原地帯ある。

当該辺地の生活環境の整備を進めるとともに、その他の地域との間における住民の生活水準に著しい格差が生じないように、次の公共的施設の整備を必要とする。

(1) 道路

基幹産業や日常生活に不可欠な町道を計画的に整備、修繕することで、町道の長寿命化と機能強化を図り、住民の産業や生活基盤の安定、向上に資する。

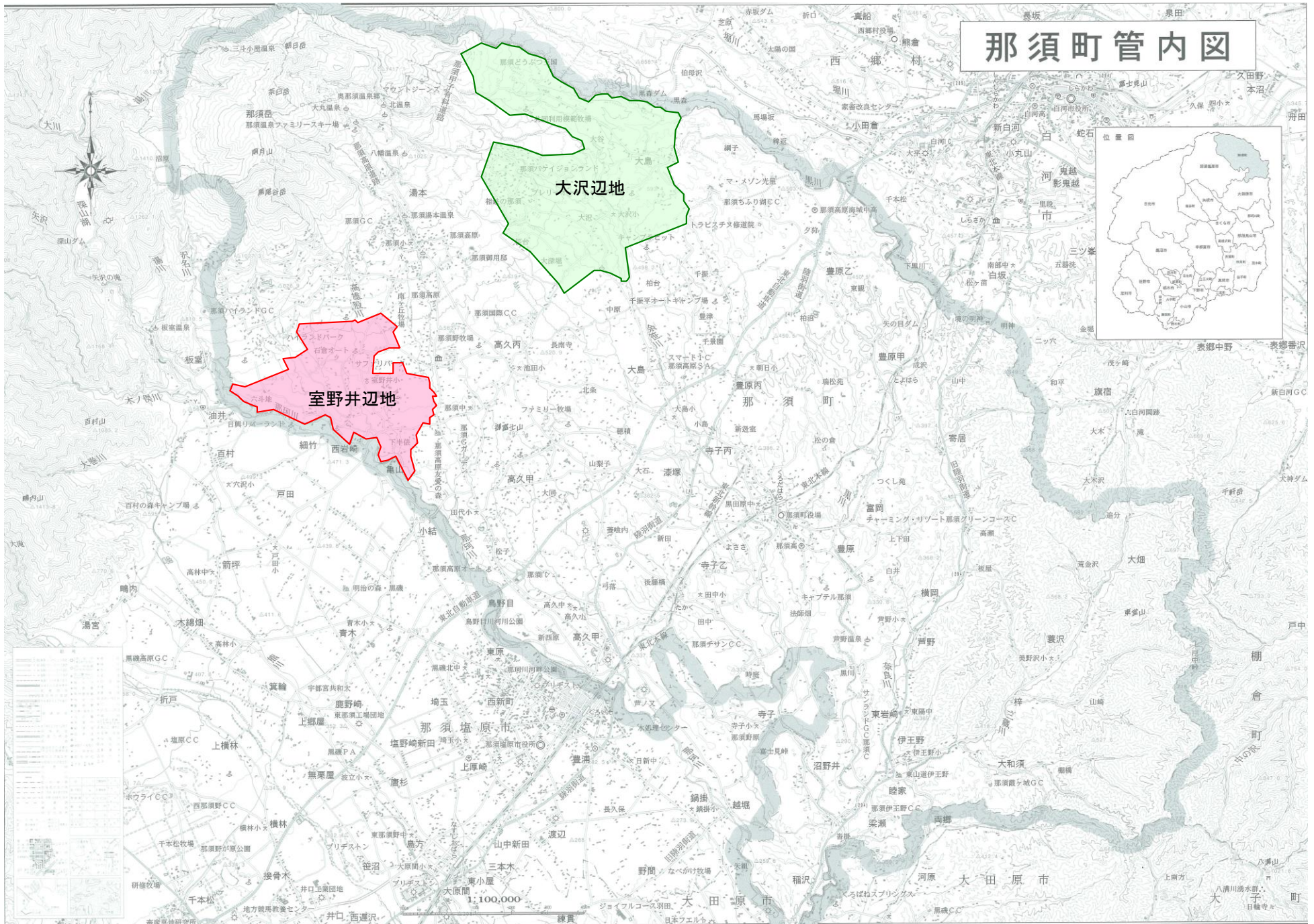
町道大谷1・大谷3線は、老朽化による、劣化・損傷が顕在化し、産業、生活道路としての利用に支障をきたしている。住民の安全な交通を確保し、基幹産業を支えるためにも当該道路の舗装修繕が緊急的に必要となる。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和8年度まで 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
町道 大谷1・ 大谷3線	那須町		44,946	0	46	44,900
合計			44,946	0	46	44,900



那須町管内図

大沢辺地

室野辺地

議案第 20 号

町有財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年条例第 25 号）第 3 条の規定により、次のとおり町有財産を売却するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 売 払 財 産 | 町有林立木（スギ、ヒノキ） |
| 2 所 在 地 | 那須町大字伊王野字川中子 2 8 6 1 - 1 外 1 |
| 3 面 積 | 1 3 . 2 0 h a |
| 4 売 払 金 額
(歳入予定額) | 4 5 , 5 6 8 , 0 0 0 円 |
| 5 売 払 の 相 手 方
(売払い業務の委託先) | 那須町大字東岩崎 2 8 9 番地
那須町森林組合
代表理事組合長 三 森 康 雄 |